

第10次岩手県職業能力開発計画 概要

第1

総説

1 計画の狙い

人口減少社会に立ち向かい、被災地の産業の復興や本県が振興する産業の発展を担う人材の育成を図る。

2 計画期間

平成28年度～32年度(5か年)

第2

職業能力開発をめぐる環境の変化

1 労働市場の現状と変化

- 雇用・失業情勢**
有効求人倍率は平成25年度以降1倍を超えている状況にあるが、建設業等、特定の分野での人手不足が深刻となっている。
- 東日本大震災津波による影響**
被災市町村では、主に水産加工業、建設業、製造業の人手不足が深刻となっている。

2 労働の供給面の変化と課題

- 人口、生産年齢人口**
本県は、全国に先立って人口減少社会に移行しており、これに伴い生産年齢人口も減少の一途をたどっている。
- 女性**
本県の女性の労働力率は、全国平均より低いものの、30歳代を底とするM字型を示している。
- 若年者**
本県の新規高等学校卒業者の就職内定率はほぼ100%で、求人数も増加傾向にあるが、若年者の完全失業率は高い水準で推移しており、また、新規学卒(高等学校)就職者の3年以内離職率は全国平均を上回っている。
- 中高齢者**
本県の中高齢者の新規求職申込件数は減少傾向にある一方、就職率は上昇傾向にある。
- 障がい者**
本県の障がい者の新規求職申込件数は増加傾向にあり、就職件数も伸びている一方、就職率は減少傾向にある。
- 非正規労働者**
本県の非正規労働者の割合は年々上昇している。

3 労働の需要面の変化と課題

- 県の産業の動向**
東日本大震災津波以降、建設業の総生産が大幅に増加している。
- 産業構造の変化**
従業者数が減少傾向にある一方で、医療、福祉分野の従業者割合が増加している。
- 企業の職業訓練**
労働費用に占める教育訓練費の割合は減少傾向にあり、教育投資を控える傾向がみられる。
- 本県における職業人材の状況**
本県の調査によると、過半数の事業所において人材が不足しており、不足する職種は「技能工」が最も多い。また、採用に当たっては、「積極性・意欲」等、基本的な能力が求められていることがうかがえる。

4 産業振興の方向

- 国際競争力の高いものづくり産業の振興**
自動車・半導体関連産業の一層の集積と高度化を図るとともに新産業・新事業を着実に成長させ、国際競争力の高いものづくり産業の振興につなげるための人材育成を行う。
- 食産業の振興**
沿岸地域において、東日本大震災津波により被災した水産加工業を中心に、商品開発等を担う人材を育成し、地域の経済活動を活性化させる。
- 観光産業の振興**
本県の豊かな観光資源を地域自らが磨き上げるとともに、観光キャンペーン等を展開していくため、観光分野の人材育成を図る。
- 地場産業の振興**
本県の地場産業とその製品の魅力を県内をはじめ国内外に発信することができる人材の育成を図る。
- 次代につながる新たな産業の育成及び科学技術によるイノベーションの創出**
自動車・半導体関連産業などに続く新たな産業に寄与する人材及び科学技術を担う人材の育成を図る。
- 商業・サービス業の振興及び中小企業の経営力の向上**
消費者ニーズに的確に対応した新しい商品やサービスを提供できる人材の育成を図る。
- 海外市場への展開**
海外市場へ輸出する製品の製造に携わる人材の育成を図る。
- 雇用・労働環境の整備**
一人一人が能力を生かして働くことを可能とする雇用・労働環境を整備する。

5 国における制度の見直し

- キャリアコンサルタントの国家資格化**
平成27年10月から、労働者からの相談に応じるキャリアコンサルタントの登録制度が法定された。
- 公的職業訓練の総合的な訓練計画の策定**
公共職業訓練及び求職者支援訓練の実施について一体化した計画を、国及び地方レベルで策定することとされた。
- 都道府県労働局の機能強化**
都道府県労働局が国の職業能力開発行政の拠点として位置付けられた。

6 職業能力開発実施機関の状況

- 公的機関**
各施設及び外部委託により、新規卒業生、在職者、離職者等を対象とした職業訓練を実施している。
 - 県
・職業能力開発短期大学校(本校・水沢校)
・高等技術専門学校(千厩・宮古・二戸)
 - 国
・職業能力開発促進センター(ポリテクセンター岩手)
- 職業訓練法人等**
在職者を対象とした職業訓練や国・県からの委託による離職者等を対象とした職業訓練を実施している。
 - ・職業能力開発校(認定高等職業訓練校)
 - ・国や県の委託を受けて訓練を行う専門学校等の民間教育訓練機関
- その他の施設**
 - ・民間教育訓練機関においても職業訓練、職業教育を実施している。

第3

職業能力開発の方向性

1 生産性向上に向けた人材育成の強化
生産性向上に不可欠なIT人材の育成を図る。

2 「全員参加の社会の実現加速」に向けた女性・若者・中高年齢者・障がい者等の個々の特性やニーズに応じた職業能力底上げの推進
「全員参加の社会の実現加速」に向け、女性、若者等個々の訓練ニーズに応じた施策を展開する。

3 産業界のニーズや地域の創意工夫を活かした人材育成の推進
人手不足分野のほか、復興需要を担う人材や被災地域の産業振興策、ものづくり分野等に必要人材の育成を図る。

4 人材の最適配置を実現するための労働市場インフラの戦略的展開
職業能力開発制度と技能検定などの職業能力開発評価制度を中心とした労働市場インフラを戦略的に展開する。

5 技能の振興
技能尊重気運を醸成し、技能の継承と発展を図る。

6 職業訓練のインフラの充実等
職業能力開発施策を効果的に実施するため、職業訓練のインフラの充実等に努める。

第10次職業能力開発基本計画(国)

第5

職業能力開発施策の推進体制

- 事業主**
雇用する労働者が職業能力の開発及び向上を図ることができるよう、その機会の確保に努める。また、若年者のインターンシップの取組への協力、支援に努める。
- 国(労働局、ハローワーク)**
労働局は、求職者支援訓練の実施計画の作成や地域訓練協議会の運営を行い、関係機関と連携しながら雇用情勢に対応した職業訓練の推進に努める。ハローワークは、求職と訓練のあっせんを行うほか、きめ細かな就職支援に努める。
- (独)雇用・障害・求職者雇用支援機構**
離職者に対する職業訓練を実施し、さらに、高度・先導的な職業訓練を開発し、実施するほか、事業主等が行う職業能力の開発及び向上の促進に関する情報提供、技術的援助等に努める。

第4

職業能力開発の基本的施策

★新規 ◆拡充

1 生産性向上に向けた人材育成の強化

- ★(1)IT人材育成の強化・加速化
労働生産性向上のカギとして、また、生産年齢人口が急速に減少している中で、ITの活用による生産性向上が不可欠であることから、IT分野の訓練の拡充を検討するとともに、高度なIT人材を育成するための職業訓練の開発等を関係機関と連携して実施していく。
- ★(2)労働者の主体的なキャリア形成の推進
労働者個人が主体的に職業生活設計を行うことができるよう必要な情報を提供するとともに、能力開発を適切に行う環境を整備していく。
- (3)企業・業界における人材育成投資の促進
企業・業界における自主的な職業能力開発が実施されるよう、職業能力開発関連情報の提供や県立職業能力開発施設における在職者訓練の実施のほか、労働者の能力開発やキャリア形成支援に必要な取組を支援する。

2 「全員参加の社会の実現加速」に向けた女性・若者・中高年齢者・障がい者等の個々の特性やニーズに応じた職業能力底上げの推進

- ◆(1)女性の活躍促進に向けた職業能力開発
出産・育児・介護のために離職した女性や、母子家庭の母など、就業経験が少ない女性に対して、再就職に結びつく職業能力開発の機会を提供する。
- ◆(2)若者の職業能力開発
若者の望ましい勤労感・職業感の形成等を推進するための各種施策に取り組み、若者自身の職業的自立支援を強化する教育訓練機会を提供するほか、就業経験の少ない若者に効果的な、企業実習付きの訓練の受講を推進するなど、若者向け訓練の推進を図る。また、初等中等教育を含む学校段階からの職場体験の支援等により、就業前段階で適切な職業能力開発
- (3)中高年齢者の職業能力開発
若年期からの継続的なキャリアコンサルティングの機会を確保するほか、在職者向け訓練の実施により在職中の職業能力の向上を図る。
- (4)障がい者の職業能力開発
就学時期から卒業後に至る各段階の障害特性に応じた職業能力開発の機会を提供する。また、障がい者技能競技大会を開催し、職業能力の向上を図るとともに、障がい者に対する理解と認識を深め、障がい者雇用の促進につなげていく。

- (5)非正規雇用労働者の職業能力開発
キャリアアップ助成金の普及を図るなどして、企業内の訓練機会の確保に努める。また、安定した雇用に結び付けるために効果的な企業実習付きの訓練の受講の勧奨に努めるとともに、雇用保険の受給資格のない離職者を対象に「求職者支援制度」を推進する。

3 産業界のニーズや地域の創意工夫を活かした人材育成の推進

- (1)被災地域の産業の復興の完遂とその先の更なる展開に向けた職業訓練の実施
建設関連分野などの職業訓練を積極的に実施するとともに、事業再開や産業の回復に伴う需要に対応した職業訓練の推進に努める。
- ◆(2)ものづくり分野の人材育成
県立職業能力開発施設等と企業が連携して教育訓練を実施することにより、高度な専門知識・技能を身に付けた人材の育成に努めるとともに、県内への就職にもつなげていく。

- ◆(3)需要や成長が見込まれる分野の人材育成
医療・福祉、介護分野、IT関連等成長が見込まれる分野、食産業やアパレル産業等、地域資源を活用した分野、需要拡大の可能性がある観光分野や新たな産業分野における職業能力開発の開拓、推進に努める。

4 人材の最適配置を実現するための労働市場インフラの戦略的展開

- ◆(1)中長期の人材ニーズを踏まえた育成戦略及び産業界のニーズを踏まえた公的職業訓練の実施
関係機関が連携を密にし、産業、職業構造の変化を見据えて、人材ニーズを的確に把握しながら公的職業訓練を実施するとともに、民間教育訓練機関が提供する職業訓練サービスの質の向上等を図る。
- (2)技能検定及び職業能力評価制度の普及
労働者の自発的な職業能力開発を推進するため、技能検定などの業界内検定や企業単位の社内検定の拡充・普及拡大を図るとともに、職業能力評価制度等の普及に努める。
- (3)ジョブ・カードの活用促進
ジョブ・カード制度について、職業訓練、就職支援等に関わる幅広い施策において活用する。

- (4)企業における人材育成の促進
県立職業能力開発施設における在職者訓練や、企業における人材育成の投資を促進する。

- ◆(5)関係機関の連携による職業訓練の推進
関係機関が連携して雇用情勢に対応した職業訓練を推進するとともに、公共職業訓練及び求職者支援訓練の一体的な計画に基づき、ニーズを踏まえた効果的な職業訓練を実施する。

5 技能の振興

- (1)技能の継承・発展
技術・技能の継承及び全国レベルの競技大会への参加促進を図るとともに、若年者の現場への誘導と育成に努める。
- (2)技能尊重気運の醸成
技能の重要性について県民の理解を深め、技能者の社会的評価・技能水準の向上と士気の高揚を図るため、優秀技能者の表彰や技能競技大会の開催支援などに努める。

6 職業訓練のインフラの充実等

- ◆(1)県立職業能力開発施設
訓練内容の効果的な周知と良好な訓練環境の整備に努めながら、新規学卒者や在職者を中心とした職業能力開発を効果的に実施していくとともに、離職者等を対象として地域ニーズをくみ取りながら機動的に委託訓練を実施していく。
- (2)国の職業能力開発施設(ポリテクセンター岩手)
ものづくり分野の高度な施設内訓練を実施することができる県内唯一の施設であり、本県のものづくり人材の育成に重要な役割を果たす機能があることから、県としても施設や訓練内容のPR等、必要に応じた支援を行っていく。
- (3)職業訓練法人等
認定職業訓練運営費補助等により、各法人の訓練環境の整備に努めていく。

第4

- 4 県
事業主等が行う職業訓練を支援するための情報提供、相談、訓練施設・設備の貸与、指導員の派遣、助成などを行うとともに、主として新規学卒者を対象として、地域の実情に応じた職業能力開発の推進に努める。
- 5 県職業能力開発協会
事業主等の行う職業能力の開発に対する指導及び援助を行うとともに、若手技能者の技能向上の支援に努める。
- 6 関係機関及び団体
それぞれが有する本来の役割を發揮しつつ、職業訓練・職業教育に関して相互に連携し、職業能力の開発及び向上に努める。